

会 員 各 位

一 般 社 団 法 人
山 梨 県 作 業 療 法 士 会
会 長 山 本 伸 一

生活行為向上マネジメント推進委員会研修会開催について（ご案内）

拝啓、秋冷の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、一般社団法人山梨県作業療法士会 生活行為向上マネジメント推進委員会では、『事例登録に向けての書き方研修会』を下記日程で開催致します。

これまでに県士会員の多くが生活行為向上マネジメント基礎研修を履修され、事例検討会の報告に結びついております。その一方で、生活行為向上マネジメントを実践・推進・指導できる「生活行為向上マネジメント指導者」が増えない現状と課題があります。この指導者になるためには、MTDLP の実践事例を日本作業療法士協会の事例報告登録に登録し、審査に合格する必要があります。

そこで、事例登録に向けた書き方のポイントや MTDLP 実践に必要な視点、また登録手順方法など少しでも事例登録における悩みや疑問を解決出来る場として本研修会を設けることとなりました。

つきましては御多忙とは存じますが多数のご参加をいただけますようご案内申し上げます。

なお、準備の都合上、参加を希望される方は **11月5日(火)までに**、下記 URL もしくは下記 QR コードよりお申し込み下さい。

敬具

記

- 1.主 催：一般社団法人山梨県作業療法士会
- 2.テ ー マ：『事例登録に向けての書き方研修会』
- 3.日 時：令和元年 11 月 12 日（火） 18:30～20:30（18:00～受付）
- 4.会 場：山梨県立青少年センター 本館第 3 会議室
(山梨県甲府市川田町 517 番地 055-237-5311)
- 5.講 師：古屋 豊美（山梨厚生病院）
- 6.対 象：MTDLP 基礎研修修了者以上
※MTDLP 基礎研修修了者：MTDLP 基礎研修（概論 90 分+演習 330 分）修了者
※MTDLP 研修修了者（MTDLP 修了証を持っている方）も参加可能です。
- 7.定 員：30 名程度（申し込み人数が多い場合は選考となります。）
- 8.受 講 費：(一社)山梨県作業療法士会会員(会員証明の提示がある場合)・・・500 円
(一社)山梨県作業療法士会会員(会員証明の提示がない場合)・・・1,000 円
- 9.申し込み：申込フォーム <https://ot-yamanashi.com/wp/?p=321>
※締め切り：令和元年 11 月 5 日（火）



※本件に関して何かご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

以上

連絡先：一般社団法人山梨県作業療法士会
生活行為向上マネジメント推進委員会 丸山 暁
甲府城南病院 作業療法室内
〒400-0831 山梨県甲府市上町 753-1
Tel : 055-241-5833 Fax : 055-241-8660